

板橋区介護療養型医療施設転換整備補助要綱

(平成22年 3月10日区長決定)

(平成25年 4月 1日改正)

(目的)

第1条 この要綱は、介護療養型医療施設転換整備計画に基づき、介護療養型医療施設の転換に伴う整備について、事業に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することについて必要な事項を定め、施設の整備促進を図り、もって療養環境及び高齢者福祉の向上を図ることを目的とする。

2 前項の補助に係る費用(以下「補助金」という。)の交付については、板橋区補助金等交付規則(昭和42年3月板橋区規則第3号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 この要綱に基づく補助対象者は、病院又は診療所とする。ただし、法人住

民税を滞納していない者に限る。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、区の整備計画に合致し、区が申請する国の先進的事業支援特例交付金の補助対象とされた事業で、板橋区内において介護療養型医療施設から[別表1](#)に定める対象施設への転換を行い、[別表2](#)に定める整備区分に応じて、当該区分に掲げる整備内容を行う事業とする。

(補助対象経費及び交付額)

第4条 この補助金の補助対象経費及び補助金の交付額は、[別表3](#)の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める交付基準単価に第3欄に定める単位数(ただし、廃止予定の介護療養型医療施設の定員数を上限とする。)を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない額を交付額とする。

2 国の予算の範囲内で交付する。

3 前2項の交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助対象除外)

第5条 次に掲げる費用は、この要綱に基づく補助の対象としない。

(1) 土地の買収又は整地に要する費用

(2) 板橋区介護基盤緊急整備特別対策事業補助要綱(平成22年2月26日

区長決定) 及び板橋区施設開設準備経費補助金(平成22年1月21日区長決定)による補助の対象となる費用

(3) 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用

(4) その他施設等整備事業として適当とは認められない費用
(協議)

第6条 この補助金の交付を受けようとする者は、区長と事前に協議しなければならない。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、板橋区介護療養型医療施設転換整備補助金交付申請書(別記第1号様式)に関係書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第8条 区長は、前条による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は補助金の交付を決定し、補助金の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)に板橋区介護療養型医療施設転換整備補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により通知し、適当と認められない場合は補助金の不交付決定をし、板橋区介護療養型医療施設転換整備補助金不交付決定通知書(別記第3号様式)により通知する。

(変更交付申請)

第9条 補助事業者が、第8条の交付の決定後、事情の変更により、申請の内容を変更して追加の交付申請等を行う場合の手続きは、別に定める日までに、板橋区介護療養型医療施設転換整備補助金変更交付申請書(別記第4号様式)に関係書類を添えて、区長に提出しなければならない。この場合において、交付の決定については第8条に準ずるものとする。

(補助条件)

第10条 この補助金の交付の決定には、別記の補助条件を付すものとする。

(交付時期)

第11条 この補助金は、補助事業が完了した後、又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了した後、に交付する。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して3週間を経過した日、補助事業の中止、廃止の承認を受けた場合には当該承認通知を受理した日から起算して3週間を経過した日又は交付決定に係る会計年度の終了日のいずれか早い日までに、板橋区介護療養型医療施設転換整備補助金実績報告書(別記第5号様式)に、関係種類を添えて、区長に提出しなければならない。

なお、補助事業が、翌年度にわたるときにも、交付決定に係る会計年度の終了日までに板橋区介護療養型医療施設転換整備補助金実績報告書（[別記第5号様式](#)）を関係種類を添えて、区長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第13条 区長は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、事業実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者には板橋区介護療養型医療施設転換整備補助金確定通知書（[別記第6号様式](#)）により通知する。

（交付請求）

第14条 補助事業者は、交付決定に係る補助金を請求するときは、板橋区介護療養型医療施設転換整備交付請求書（[別記第7号様式](#)）に關係書類を添えて、区長に提出するものとする。

（消費税等に係る税額控除の報告）

第15条 補助事業者は、第10条に規定する別記補助条件16に基づく報告を、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（[別記第8号様式](#)）により行うものとする。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、健康生きがい部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

別表 1（第3条関係）
（対象施設）

対象施設
1 介護老人保健施設
2 ケアハウス
3 有料老人ホーム（居室は個室であって、入居者1人あたり床面積13㎡以上であるもののうち、利用者負担額第3段階以下の人でも入居可能な居室を確保しているものに限る）
4 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（社会福祉法人を設立等する場合）
5 認知症高齢者グループホーム
6 小規模多機能型居宅介護拠点
7 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第4条の規定により登録されている賃貸住宅。

別表 2（第3条関係）
（整備区分）

整備区分	整備内容
創設	既存の介護療養型医療施設を取り壊さずに、新たに施設を整備すること。
改築	既存の介護療養型医療施設を取り壊して、新たに施設を整備すること。
改修	既存の介護療養型医療施設を本体の躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。

別表 3（第4条関係）
（交付額算定）

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 対象経費
創設	1,700千円	転換床数	介護療養型医療施設転換整備計画に基づく事業の施設等の整備（施設と一体的に整備されるものであって、区長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等を言い、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助する事業を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
改築	2,100千円	転換床数	
改修	850千円	転換床数	

別記

補 助 条 件

板橋区が民間事業者（以下「補助事業者」という。）に補助する事業について、区長は、補助事業者に対し次の条件を付するものとする。

1 事情変更による決定の取消し等

この補助金の交付の決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、区長は、補助事業者に対し、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

2 承認事項

次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するときは、補助事業者はあらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、(ア)又は(イ)に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

(ア) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

(イ) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(ウ) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

4 補助事業の遂行命令

(ア) 5による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、区長は、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。

(イ) 補助事業者が、(ア)の命令に違反したときは、区長は、補助事業者に対し、補助事業の一時停止を命じることがある。

5 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、別に指定する期日までに、速やかに実績報告書に必要な書類を添付して区長に提出しなければならない。

6 補助金の額の確定

区長は、5の実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等によって、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

7 是正のための措置

(ア) 区長は、6の審査及び調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認められるときは、補助事業につき、これに適合させるための処置を取るべきことを補助事業者に命じることがある。

(イ) 5の実績報告は、(ア)の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

8 決定の取消し

(ア) 区長は、補助事業者が次のaからcまでのいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

a 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

b 補助金を他の用途に使用したとき。

c 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

(イ) (ア)の規定は、6により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

9 補助金の返還

(ア) 区長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(イ) 6により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

10 違約加算金及び延滞金

(ア) 補助事業者は、8により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(イ) 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

11 他の補助金等の一時停止等

補助事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、ほかに同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、区長は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

12 財産処分の制限

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上の機械及び器具については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間

を経過するまで、区長の承認を受けないで、この補助事業の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

13 財産処分等に伴う収入の納付

補助事業者が区長の承認を受けて12の規定による財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、区長は、この収入の全部又は一部を納付させることがある。

14 財産管理

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運用を図らなければならない。

15 補助金調書の作成

補助事業者は、この補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保存しておかなければならない。

16 帳簿の整理

補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（区補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

17 消費税等に係る税額控除の報告

補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合は、速やかに区長に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

また、区長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を区に納付させることがある。

18 寄付金収入の制限

（ア）事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

（イ）この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便はがき等寄付金配分金又は日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。

19 対象経費の重複

この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、日本船舶振興会又は事業所内保育施設設置・運営等助成金並びに病院内保育所施設整備事業の補助金の交付を受けてはならない。

20 第三者委託の禁止

補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、

契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

21 事業実施のための契約手続

補助事業者が事業を行うために締結する契約については、区が別に定める入札取扱基準に基づき行うこと。ただし、東京都の補助金交付に係る補助対象事業の場合は、東京都の入札基準をもってこの補助事業の入札基準とする。

22 その他

補助事業者がこの要綱に定める条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を区に納付させることがある。

第1号様式(第7条関係)

年 月 日

(宛先) 板 橋 区 長

所在地
法人名
代表者

印

板橋区介護療養型医療施設転換整備補助金交付申請書

標記の件について、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額 金 _____ 円

2 施設名称 _____

(添付書類)

- (1) 交付申請額算出内訳表 (別紙1-1)
- (2) 事業計画書 (別紙1-2)
- (3) 図面 (配置図、平面図、立面図)
- (4) 建築確認に係る書類 (確認済証、検査済証)
- (5) 現地写真
- (6) 公図
- (7) 登記事項証明書 (土地、建物)
- (8) 工事契約書の写し
- (9) 事業費内訳書
- (10) 法人住民税の領収書の写し又は納税証明書。ただし、非課税の場合は申告書の写し、免除の場合は免除決定通知書の写し (いずれも直近のもの)
- (11) その他参考となる資料

第2号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

板橋区長

板橋区介護療養型医療施設転換整備補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった、板橋区介護療養型医療施設
転換整備補助金について、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 _____ 円

2 補助条件 別記のとおり

3 申請の取下げ

本決定又は別紙の補助条件に異議があるときは、本決定通知受領後14
日以内の間に、交付申請を取下げることができます。

第3号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

板橋区長

板橋区介護療養型医療施設転換整備補助金不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった、板橋区介護療養型医療施設
転換整備補助金について、下記の理由により不交付決定したので通知します。

記

（理 由）

第4号様式(第9条関係)

年 月 日

(宛先) 板 橋 区 長

所在地
法人名
代表者

印

板橋区介護療養型医療施設転換整備補助金変更交付申請書

年 月 日付 第 号により交付の決定を受けた標記の補助金について、下記のとおり変更交付を申請します。

記

1 申請額 金 _____ 円

2 施設名 _____

(添付書類)

- (1) 変更交付申請額内訳表 (別紙4-1)
- (2) 事業計画書 (別紙4-2)
- (3) 図面 (配置図、平面図、立面図)
- (4) 建築確認に係る書類 (確認済証、検査済証)
- (5) 現地写真
- (6) 公図
- (7) 登記事項証明書 (土地、建物)
- (8) 工事契約書の写し
- (9) 事業費内訳書
- (10) 法人住民税の領収書の写し又は納税証明書。ただし、非課税の場合は申告書の写し、免除の場合は免除決定通知書の写し (いずれも直近のもの)
- (11) その他参考となる資料

第5号様式（第12条関係）

年 月 日

(宛先)板 橋 区 長

所在地
法人名
代表者 印

板橋区介護療養型医療施設転換整備補助金実績報告書

年 月 日付で交付決定のあった、板橋区介護療養型医療施設
転換整備補助金に係る事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

1 精算額 金 _____ 円

2 施設名 _____

(添付書類)

(1) 確定額算出内訳表 (別紙5-1)

(2) 実績報告書 (別紙5-2)

(3) 図面（配置図、平面図、立面図）

(4) 建築確認に係る書類（確認済証、検査済証）

(5) 現地写真

(6) 公図

(7) 登記事項証明書（土地、建物）

(8) 工事契約書の写し

(9) 事業費内訳書

(10) その他参考となる資料

第 6 号様式（第 1 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

板橋区長

板橋区介護療養型医療施設転換整備補助金確定通知書

年 月 日付で交付決定した、板橋区介護療養型医療施設転換整備補助金について、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

- 1

交付確定額

金

円
- 2

交付決定額

金

円
- 3

返還額

金

円

第7号様式（第14条関係）

年 月 日

(宛先)板 橋 区 長

所在地
法人名
代表者

印

板橋区介護療養型医療施設転換整備補助金交付請求書

年 月 日付で交付決定のあった、板橋区介護療養型医療施設
転換整備補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 _____ 円

2 施設名 _____

（添付書類）

(1) 支払金口座振替依頼書

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

第 8 号様式（第 1 5 条関係）

年 月 日

（宛先）板 橋 区 長

所在地
法人名
代表者

印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付 第 号により交付決定を受け
た 年度板橋区介護療養型医療施設転換整備補助金について、交付決定に
付された条件に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金確定額 金 _____ 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕
入控除額（要補助金返還相当額）

金 _____ 円

3 その他参考となるべき書類（2 の積算内訳等）